

適合状況一覧表

※ この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5をもとに作成しており、原則数字（1～14や（1）（2）等）及び記号（ア イ ウ等）は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5の数字や記号に対応しています。

施設の区分（共同住宅）

↓ 対象となる整備項目にチェックをしてください。「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

整備項目	チェック項目		
<input type="checkbox"/> 1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		
	ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	あり・なし	
	イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路	あり・なし	
	ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路	あり・なし	
	エ 建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路	あり・なし	
	(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	適合・不適合	

□2敷地内の通路

(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	
イ	(共同住宅のため基準対象外)		
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	あり・なし	
	(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	適合・不適合	
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	
	b 手すりの高さは、踏面の先端から75 cm以上85 cm以下とすること。	適合・不適合	
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	
	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	
	(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること	適合・不適合	
	(エ) 回り段でないこと。	適合・不適合	
	(オ) 蹴込板を設けること。	適合・不適合	
	(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。	適合・不適合	
エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	あり・なし	
	(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	1 / 高さ cm	
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	
	b 手すりの高さは、75 cm以上85 cm以下とすること。	適合・不適合	
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	
	(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならぬ。

ア 幅は、140cm以上とすること。	cm	
イ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	適合・不適合	
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	
エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	あり・なし	
(ア) 幅は、140 cm以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100 cm以上とすること。	cm 併設する・しない	
a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。）が、120cm以上	cm	
b 蹴上げの寸法が、18 cm以下	cm	
c 踏面の寸法が、26cm以上	cm	
(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	1 /	
(ロ) 高さが75cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高低差 cm 適合・不適合	
(エ) (1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	適合・不適合	
〔2(1)エ(ア)に定める構造〕		
a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	
b 手すりの高さは、75 cm以上 85 cm以下とすること。	適合・不適合	
c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	
d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	
(オ) 両側に、側壁又は高さ5 cm以上の立ち上がり部を設けること。	適合・不適合	
カ 傾斜路の前後には、長さ150 cm以上の水平部分を確保すること。	適合・不適合	
キ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	適合・不適合	

(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

□ 3 駐 車 場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。		総駐車台数 台中 台	
	(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。			
	ア 幅は、350cm以上とすること。		適合・不適合	
	イ 奥行きは、600cm以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500cm以上とすることができる。		適合・不適合	
	ウ 1の項(1)ウに定める経路(1(1)ウ 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		適合・不適合	
	エ 水平な場所に設けること。		適合・不適合	
	オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。		適合・不適合	
(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		適合・不適合		
□ 4 出 入 口	移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。			
	(1) 幅は、80cm以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。		cm	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上とすること。		cm	
	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		適合・不適合	
	(4) 戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。		適合・不適合	
□ 5 廊 下 等	(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。			
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		適合・不適合	
	イ (共同住宅のため基準対象外)			
	(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。			
	ア 幅は、120 cm以上とすること。		cm	
	イ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。		適合・不適合	
	ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		適合・不適合	
	エ 傾斜路の前後には、長さ150 cm以上の水平部分を確保すること。		適合・不適合	
	オ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。		適合・不適合	
	カ (共同住宅のため基準対象外)			
キ (共同住宅のため基準対象外)				

□6階段	(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	適合・不適合	
	〔2の項(1)ウ(ア)に定める構造〕		
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	
	b 手すりの高さは、踏面の先端から75 cm以上85 cm以下とすること。	適合・不適合	
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	
	ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	
	エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	適合・不適合	
	カ 回り階段でないこと。	適合・不適合	
	キ 蹴上げの寸法は、18 cm以下とすること。		cm
	ク 踏面の寸法は、26 cm以上とすること。		cm
	ケ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10 cmを限度として、ないものとみなす。）は、120 cm以上とすること。		cm
コ 蹴込板を設けること。	適合・不適合		
サ 段鼻には、滑り止めを設けること。	適合・不適合		
(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、多数の者が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。			
(3) (2)の規定に関わらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。			
(4) (別表9 備考15) (1)キからサまで及び(3)に規定する整備基準は、同表の8の項に規定する整備基準を満たしたエレベーター及びその乗降ロビーを設置した場合に限り、適用しない。	適合・不適合		

□ 7 傾 斜 路	(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	1 / 高さ cm	
	〔2の項(1)エ(7)に定める構造〕		
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	
	b 手すりの高さは、75 cm以上 85 cm以下とすること。	適合・不適合	
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	
	ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	
	エ (共同住宅のため基準対象外)		
	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 幅は、140 cm以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては、100 cm以上とすること。	併設する・しない cm	
	(ア) 蹴上げの寸法が、18 cm以下	cm	
	(イ) 踏面の寸法が、26 cm以上	cm	
	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10 cmを限度として、ないものとみなす。)は、120 cm以上	cm	
イ 勾配は、12分の1を超えないこと。	1 /		
ウ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高低差 cm 適合・不適合		
エ 2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	適合・不適合		
〔2の項(1)エ(7)に定める構造〕			
a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合		
b 手すりの高さは、75 cm以上 85 cm以下とすること。	適合・不適合		
c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合		
d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合		
オ 両側に、側壁又は高さ5 cm以上の立ち上がり部を設けること。	適合・不適合		

□ 8 エレベーターその他の昇降機

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア	籠は、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	適合・不適合	
イ	籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすること。	cm	
ウ	籠の奥行きは、135cm以上とすること。	cm	
エ	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150cm以上とすること。	適合・不適合	
オ	籠内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	適合・不適合	
カ	籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	適合・不適合	
キ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	適合・不適合	
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	適合・不適合	
	(ア) 籠の幅は、140cm以上とすること。(別表第9 備考17 別表第1 1 建築物の部 34 の項に掲げる施設に係る別表第5の8の項(1)クに規定する整備基準は車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。)	cm	
	(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	適合・不適合	
ケ	籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	適合・不適合	
コ	籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	適合・不適合	
	(ア) 点字		
	(イ) 文字等の浮き彫り		
	(ウ) 音による案内		
	(エ) その他これらに類するもの		
サ	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	適合・不適合	
シ	籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	適合・不適合	
ス	籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	適合・不適合	

(2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。

□ 9 便所	(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	
	イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	適合・不適合	
	ウ 出入口の幅は、80cm以上とすること。	cm	
	エ 次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適合・不適合	
	(ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。	適合・不適合	
	(イ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	適合・不適合	
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90cm以下の位置から上方へ垂直に80cm以上の長さで設けること。	適合・不適合	
	オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。		
	(ア) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	適合・不適合	
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	適合・不適合	
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	適合・不適合	
	(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	適合・不適合	
	カ 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。		
	(ア) 手すりを設けること。	適合・不適合	
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	適合・不適合	
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	適合・不適合	
	(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	適合・不適合	
	(ア) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	適合・不適合	
	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。		
a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	適合・不適合		
b L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	適合・不適合		
c L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70cm以上75cm以下とすること。	適合・不適合		
d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	適合・不適合		
e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25cm程度とすること。	適合・不適合		

	(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。		
	a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	適合・不適合	
	b 腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。	適合・不適合	
	c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	適合・不適合	
	(エ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	適合・不適合	
	(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	適合・不適合	
	a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	適合・不適合	
	b 洗面器の下端の高さは、床面から65cm以上70cm以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	適合・不適合	
	c 洗面台の鏡は、床面から90cm以下の位置から上方へ垂直に80cm以上の長さで設けること。	適合・不適合	
	(カ) 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	適合・不適合	
	(キ) 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	適合・不適合	
	(ク) 戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。 ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	適合・不適合	
	(ケ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	適合・不適合	
	イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること	適合・不適合	
	(ア) 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	適合・不適合	
	(イ) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	適合・不適合	
	(3) (共同住宅のため基準対象外)		
□ 10 浴室、シャワー室又は更衣室	(1) 多数の者が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	適合・不適合	
	(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適合・不適合	
	イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	適合・不適合	
	ウ 出入口は、次に掲げるものであること。		
	(ア) 幅は、80cm以上とすること。		cm
	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	
	エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	適合・不適合	
	オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように構造とすること。	適合・不適合	

□ 13 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。		
	ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	適合・不適合	
	イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）であること。	適合・不適合	
	(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具があることを表示しなければならない。	適合・不適合	
	(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	適合・不適合	
□ 14 案内設備	(1)建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		
	ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする。	適合・不適合	
	イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	適合・不適合	
	ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	適合・不適合	
	エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	適合・不適合	
	オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	適合・不適合	
	(2)建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。		
	ア 点字	適合・不適合	
	イ 文字等の浮き彫り		
	ウ 音による案内		
	エ その他これらに類するもの		
(3)案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	あり・なし		